

笠間市議会総務企画委員会記録

令和7年3月3日 午前9時58分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	内桶克之君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	菌部恵一君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
消防次長兼消防総務課長	谷口哲也君
消防総務課係長	栃本麻美君
警防課長	中村猛君
警防課主査	永井悟君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	横手和昭君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
特定プロジェクト推進室長	飯島亮君
企画政策課G長	小室正君
デジタル戦略課長	鈴木昭彦君
情報政策調整官	長谷川尚一君

デジタル戦略課 G 長	中澤 信二 君
危機管理課 長	谷田部 仁史 君
危機管理課 長 補佐	近藤 智弘 君
危機管理課 G 長	鈴木 恵寿 君
資源循環課 長	成田 崇 君
資源循環課 長 補佐	友部 光治 君
資源循環推進室 長	安齋 岳美 君
資源循環課 主査	川末 洋行 君

出席議会事務局職員

次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

午前 9 時 5 8 分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- ・議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関するする条例について
- ・議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- ・議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- ・議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について

- ・議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について

(2) その他

午前9時58分開会

○川村委員長 総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

○川村委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、鶴田次長補佐、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

本日は傍聴の申出がありますので、これを許可しております。

○川村委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務企画委員会に付託になりました議案等の審査であります。

審査は審査日程表により、課別、議案別に行います。

それでは初めに、消防本部消防総務課、議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 消防総務課谷口でございます。

議案第35号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例改正は、非常勤消防団員の処遇改善を図り、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことを受け、笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものです。

詳細について、資料3ページ、新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表左側、改正案、別表右側に35年以上の勤務年数区分を追加し、各階級ごとの退職報奨金額を追加するものです。これまでは、30年以上勤務していただいた団員には階級ごとに一律の金額でしたが、勤務年数35年以上の区分を追加し、団長の階級で107万9,000円、副団長の階級100万9,000円、本部員または分団長の階級で94万9,000円、副分団

長で90万9,000円、部長及び班長の階級で83万4,000円、団員の階級で78万9,000円となります。なお、勤続年数35年未満の金額に、変更はございません。

2ページにお戻りいただき、最下段、附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

西山委員。

○西山 猛委員 提案理由を見ますと、上位法ですか。上位法の一部改正に伴いという解釈でよろしいですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 委員のおっしゃるとおり、上位法令の改正に伴う条例変更でございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 簡単に説明してもらっていいですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 趣旨でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、法令の消防団員等公務災害補償等共済基金、または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加するため、所要の改正を行ったものでございます。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

大関委員。

○大関久義委員 過日の全協で説明は一度受けてもらいましたが、要は30年以上が今までだったのですが、これから法改正をして、条例改正をして30年以上を35年以上と、5年上になる35年以上も対象として、今回、報酬いわゆる報償費、退職報償金を制定するということではありますが、その場合、今、消防団の団員を確保するのが困難のため、団長・分団長を退職した後も、今度平に戻って活動をしております。そのときに、この退職報償金の対象は、最高の団長まで行ったときには団長の区分でもらえるのか、それともちょっと下がるのか、それとも平の団員なのか、その辺のところはここではちょっと見えないので、もう一度お聞きしたいと思います。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 ただいまの質問ですけれども、在団時に高かった階級で対応するようになっております。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 了解いたしました。その際、長年勤めていても階級が上がらなかった場合は、この表のとおりということによろしいですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 最高の階級となりますので、その時点の最高の一番高い階級での試算になります。そこで、年数のほうに伴って支給をするようになっております。

○大関久義委員 了解しました。

○川村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 ちょっと確認をしたいのですが、消防団長、団長が本部になって団長までなるに当たっては、消防団で1回分団長とかやって、例えば連続してその本部員になれば、その年は通算されると思うのですよね。だけれども、消防団長、消防分団長辞めて、2年空いたと。そこで1回清算されて、退職金をもらっていると。その後、本部員として勤務した場合は、本部員としての勤務でまた退職金が通算というか、そこから1として始めるのかどうか、確認したいと思います。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 一度清算してしまうと、そこで勤務年数は切れます。再度そこから例えで本部員になったということであれば、そこからの年数となります。それは、5年以上在団していただければ退職金の対象となってまいります。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 表でいくと、例えば分団長が20年か25年で終わったときに51万3,000円という形で1回もらって、そして本部員になって分団長になって20年やったというところでいく、団長まで行くとそこでまた20年やったら59万4,000円もらえるという形によろしいのですね。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 確認なのですけれども、35年以上が今1名いると。この方は、通算してやっている方なのですか。

○川村委員長 消防次長兼消防総務課長谷口哲也君。

○谷口消防次長兼消防総務課長 通算して在団していただいている方でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、警防課、議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

警防課長中村 猛君。

○中村警防課長 警防課中村でございます。

議案第43号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更に関する協議について御説明いたします。

令和7年4月1日から日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合の協議会加入による構成団体の変更のため、協議会規約の第2条を変更することに関し、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2条中、「水戸市」の次に「日立市」を加え、「鹿島地方事務組合」を削り、及び「鹿行広域事務組合」を「鹿行広域事務組合・稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合」に改めるものでございます。

附則としまして、この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において、構成団体の長が協議して定める日から施行をするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時13分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第27号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、人事院勧告等に基づき給料表や期末勤勉手当の引上げを行い、職員の給与改定を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。

初めに、ページのほうをお進めいただきまして、138ページ、139ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例の第20条、期末手当及び第21条、勤勉手当において、令和6年12月支給の期末手当の支給割合を一般職で100分の5、再任用職員で100分の2.5を引き上げるものでございます。

139ページの下段から159ページにかけては、国と同様に、給料表を引き上げる内容でございます。

ページのほうをお進めいただきまして、続きまして161ページから163ページを御覧くだ

さい。

第11条第2項は、配偶者に係る扶養手当の廃止に伴い、号数を整理するものでございます。また、同条第3項では、配偶者の項目を削除し、子に対する扶養手当を1万3,000円といたします。

続きまして、163ページの下段から164ページにかけての第12条は、地域手当の支給割合の見直しでございます。

次に、164ページの下段から168ページにかけての第12条の3は、通勤手当の上限額を15万円に引き上げ、有料道路等の料金を上限額の範囲で全額支給とする改正でございます。

続きまして、169ページ及び170ページを御覧ください。

第18条の2におきまして、管理職特別勤務手当の支給対象を午後10時からの勤務に改正いたします。

次に、170ページの下段から172ページを御覧ください。

第20条、期末手当及び第21条、勤勉手当の改正につきましては、令和6年12月支給の支給割合を引き上げ、令和7年度以降は6月と12月に均等に配分するものでございます。

再度ページのほうをお進めいただきまして、194ページ及び195ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例におきまして、一般職と同様に、令和6年12月支給の期末手当を引き上げ、令和7年度以降の配分を見直しいたします。

続きまして、196ページから198ページを御覧ください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例では、国等と同様に、任期付職員の給料表を引き上げ、業績手当を廃止し、勤勉手当の支給について規定するほか、一般職員と同様に、期末手当と勤勉手当について見直すものでございます。

続きまして、205ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、これは定年延長に関する一部改正条例の附則に基づき、暫定再任用職員に対しまして、新たに住居手当を支給するための改正でございます。

ページのほうを、114ページまでお戻りください。

137ページにかけまして、附則におきまして、施行期日や適用期日等を定めております。

常勤職員及び会計年度任用職員の給料表の引上げについては、令和6年4月1日から、同年12月支給の期末勤勉手当の引上げについては、同年12月1日に遡って提起をいたします。また、令和7年以降の期末勤勉手当の配分見直しや給料表の切替えは、令和7年4月1日から施行いたします。

以上で議案第27号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 164ページなのですが、住居手当のところの配偶者の扱いなのですね。今回、配偶者の扱いに届出をしない事実上の婚姻関係と同様の事情があるものを含むという条項になったのですが、これはどういうふうに確認をするのか、教えてください。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 事実確認ということでございますので、住民票でありますとか、あとは本人からの聞き取りなどによって事実のほうを確認するというもので理解してございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 住所の確認はすると思うのですよね。事実上婚姻というところの確認は、それだけでいいのかという状況だと思うのですよ。やはり、事実上一緒に暮らしているということも、結局それが分からないとここでは出せないと思うので、この配偶者の扱いについて、やはりそのところはしっかり調査をしてやらなければいけないと思うので、調査の方法に今後課題も残すと思うので、しっかりやってもらいたいと思うのですが。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 委員おっしゃるとおりだと思います。こちら今回、例規のほうは文言的に改正いたしますけれども、その事実の確認方法について今回変わったわけではございませんので、先ほど申し上げました方法でありますとか、ありとあらゆる本人からの聞き取りでありますとか、周りからの情報でありますとか、その辺のところでは総合的に判断して対処してまいりたいと思います。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 こういう改正になっているので、そこはしっかりこういう段取りをして確認するのだという手順をしっかり持って、やってもらいたいと思います。お願いします。

○藤田人事課長 分かりました。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 高速道路の料金まで今回は改正出ているとありましたが、現在笠間市でそのような対象者がいるのか、お伺いします。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 現在は、対象者はありません。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 そうすると、今はいないのだけれども、そういうものも対象となるということですので、その辺のところは周知をお願いしたいと思います。

それと、それは申請がないと出せないわけでしょうか。その方法はどういうふうに、例えばETCを使っていると思うのですよ、今。そうすると、ETCの請求書は、我々もそうなのですが、視察に行って高速道路の領収書がすぐ出ないから、そういった場合は何

をもって確認とするのかも伺いたいと思います。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 今おっしゃられましたように、すぐには結局出なくて、E T Cなんかの場合には明細書は後からになってしまうかもしれないですけども、その辺を確認いたしまして、後日実費に応じて支給することになるかと思います。

○大関久義委員 了解です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第28号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、令和6年に発生いたしました能登半島地震に伴い、総務省から災害時に一定の作業に従事した職員への手当に関する運用通知がなされたことを受け、本市におきましても新たに災害応急作業等手当を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、改正案につきまして議決を賜りました際は、令和6年1月1日に遡って適用し、能登半島地震の被災地へ派遣された本市の職員にも、この手当が支給されることとなります。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。

初めに、5ページを御覧ください。

第2条では、新たに第17号として災害応急作業等手当を追加いたします。

次に、5ページから6ページにかけてでございますが、第19条におきまして、災害応急作業等手当の支給要件といたしまして、本市が激甚災害の区域に指定された場合や国また

は他の地方公共団体からの要請により職員が派遣された際、第1号から第4号の作業に従事した場合に支給となる内容を規定するものでございます。具体的な作業といたしましては、重大な災害が発生した際、河川の堤防や通行禁止とされた道路等での巡回監視や応急作業、また災害発生地点での遭難救助などとしてございます。

次に、同条第2項では、これらの作業に従事した際の手当額として、作業1日につき、第1号から第4号の作業区分に応じまして710円から1,080円の範囲で支給することとし、その作業が大規模な災害に関する場合には一律1,080円を支給することとしております。

続いて、6ページから7ページにかけましての第3項におきまして、作業に従事する時間や危険度に応じ、手当額に100分の50、または100分の100の額を加算して支給する内容を定めております。

最後に、4ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年1月1日に遡って適用することとしております。

以上で議案第28号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 今のお話で、令和6年の能登半島地震に市で派遣した方にも支給されるとのことですが、分かる範囲で何名の方が派遣されたか、教えてください。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 今回の手当のほうに該当する職員につきましては18名、延べ62日、額にしますと6万6,000円ほど支給となる形になります。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 では、今、消防課のほうから大船渡に派遣されていると思うのですが、こちらの方に対しても対象となるのでしょうか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 委員おっしゃるとおりということなのですが、災害救助法の適用を受けておりますので、大規模災害ということで該当になるかと思っておりますので、こちらの1,080円が支給されるという予定でございます。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 これからそういう激甚災害がいろいろなところで起こるので、このような対応は必要だと思いますので、よろしく申し上げます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 それでは、議案第29号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、令和6年5月に公布された育児・介護休業法の一部改正及び人事院からの公務員人事管理に関する報告を受け、仕事と生活の両立支援制度の充実を目的に、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。

初めに、4ページを御覧ください。

第8条の3第2項において、一定の年齢の子を養育する職員が請求できる時間外勤務の制限について、対象となる子の年齢を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものでございます。

続いて、5ページの下段から6ページを御覧ください。

第17条の2におきまして、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対しまして、介護両立支援制度の利用について、意向確認を行う旨の規定を追加するものでございます。また、第17条の3におきまして、介護両立支援制度が円滑に利用されるよう、研修の実施や相談体制の整備などを措置する旨の規定を追加いたします。

最後に、3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時34分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、政策企画部企画政策課、議案第42号 新市建設計画（第二回変更）についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 企画政策課森です。よろしく申し上げます。

議案第42号 新市建設計画（第二回変更）について御説明いたします。

新市建設計画につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正によりまして、計画期間を令和12年度まで延長できる特例が定められております。

本市では、合併時に策定した新市建設計画の基本理念や将来像を総合計画に引き継ぎ、様々な取組を展開しておりますが、引き続き計画に定めた事業を遂行するに当たり、本計画の期間延長を含む計画変更を行い、財源確保による適切な施策展開を図ってまいります。

このようなことから、新市建設計画の一部変更につきまして、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、その効力を有するものとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるとでございます。

今回の改正につきましては、策定当初の内容を基本的には変えずに、現状に合わせた統計データ等の更新や各事業の進捗状況に合わせた文言の改正を主な内容としております。

主な変更箇所につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

41ページをお開きください。

2の人口と世帯の下段、令和6年度第2回変更時点の項目に記載のとおり、総人口を7万3,173人に変更するなど、数値の更新等を行っております。

次に、45ページをお開きください。

計画期間の延長につきまして、計画策定方針（3）の期間のところでは5年度間延長し、令和12年度までの26か年計画とするものでございます。

48ページをお開きください。

3の「まちづくりの基本理念」、また次の49ページ「新市の将来像」、こういった基本的な考え方につきましては、改正は行わずこのまま引き継いでまいります。

次に、53ページをお開きください。

分野別計画につきましては、都市基盤の整備のところでは、幹線道路の整備など方針を引き継いだ中での取組、現在の取組に改正を行っております。

56ページをお開きください。

保健・医療・福祉の分野でございます。障がい者福祉の項目等で、現在の取組に合わせて文言の改正を行っております。

次に、58ページをお開きください。

生活環境の分野では、生活排水対策や廃棄物対策において、現在の取組に合わせた文言への改正でございます。

次に、60ページをお開きください。

教育文化の分野でございます。学校教育の充実の項目をはじめ、現状に合わせた文言の改正でございます。

次に、62ページをお開きください。

産業振興の分野では、農林業の振興など、こちらも現状に合わせた文言の改正でございます。

64ページをお開きください。

住民参画の推進の分野では、こちらも現状に合わせて、ダイバーシティの推進への変更など改正を行っております。

最後に、69ページをお開きください。

財政計画につきまして、計画期間、令和12年度までの延長に合わせて、これまでの推移及び現状を踏まえた再推計を行い、改正するものでございます。

以上、議案第42号につきまして説明を終わります。よろしくお願いたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いたします。

河原井委員。

○河原井信之委員 53ページの景観の整備というところが計画の変更があるのですけれど

も、笠間市の景観計画に基づく景観施策を推進するということですのでけれども、具体的にどのような景観の計画を推進されるのでしょうか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 すみません、具体的にはちょっとお答えできませんが、景観計画につきましては、都市計画課管轄でございます。担当課のほうで対応するものです。

○河原井信之委員 分かりました。後でちょっと確認させていただきたいと思います。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 同じく53ページなのですけれども、都市基盤の整備の中で、幹線道路の整備というところで、その中で国道50号や国道355号バイパスというところが笠間のパーキングスマートインターや鯉淵南友部線等となっておりますが、この鯉淵南友部線は、いわゆる県中（茨城県立中央病院）の先にできるものを指していると思うのですが、これらは、令和12年まで延長される合併特例債の使用を見据えての計画を具体的に示したことだと思うのですが、今まで大きく、大幅に概略的に見えていたものをきちんと表したその理由は何か、ちょっとお聞きいたします。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 笠間PAスマートインターの取付け道路と鯉淵南友部線につきましては、計画が具体化してきたものですし、令和12年度までの期間延長というのを見据えて、具体的にここに表記したものでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 過日、県中（茨城県立中央病院）と茨城県立こども病院が一緒になって、水戸インターの近辺にというようなことで発表になります。その際に、このいわゆる鯉淵南友部線の跨線橋、常磐線を跨線橋で通して県中（茨城県立中央病院）への利便性、交通渋滞を除くというような形の中で計画されております。その際に、今度そういう形の中で県中（茨城県立中央病院）が違うところへ行ったときに、この道路はどうなるのだということで、ちょっと質問をいたしました。山口市長はそのままやるよということですが、これに変わりはないということによろしいですか。

○川村委員長 政策企画部長北野高史君。

○北野政策企画部長 まず、県中（茨城県立中央病院）の話につきましては、今委員からお話がありましたとおり、まだ県知事の方針として発表された段階でございます。具体的な場所等は、水戸インターチェンジ周辺が望ましいというのが一つの方針として示されたところではありますが、具体的にどこというような形の議論というのは、まだこれから先というふうに見据えております。

そういった中で、今委員から御指摘がありましたとおり、道路の渋滞の緩和策というものはやはり必要性はあります。ですので、即時何がしかの計画変更というものは、今は考えていないというのが、多分市長が申し上げた内容でございます。

あと、もう1点。先ほど御質問いただきました、国道50号、国道355号バイパスのところで大きいものが具体的にというお話がありました。ここ、考え方は変えておりません。今やっている事業をまず載せることで、ちょっと嫌らしいですが、などというような言葉の中で、しっかりとほかの事業もフォローしていくというような考え方でございます。

また、冒頭いただきました河原井委員の御質問の中で、景観の部分でございますが、ここは今景観計画の中で、歴史的景観地区であったり、自然景観地区であったり、全てもろもろ笠間市内の中の全体の景観の考え方というものを示しております。ここでの計画上の位置づけは、具体的などこの景観をどうするというのではなく、あくまでもこの笠間市が今進めている景観形成事業、こういったものを適切に進めていくというような中での位置づけになりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 分かりました。令和12年までということで、期限が切られております。あと5年ということですので、そういった形の中で最終的な、いわゆる計画の中の重要な分を抜粋して、きちんと載せたということだと思っておりますけれども、そういう形の中で、いわゆる有利なものは使って整備していくようよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 これは、計画の中で、今回随分見直しをしているのですが、59ページに、今環境センターの整備を具体的に載せたり、あとはし尿の処理についても茨城県央環境衛生組合の事業を載せたいということで、それを具体的に載せないで合併特例債というものは使えないのですか。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 その事業が読み込めるような形で記載されていれば、対象になるという考えでございます。ただ、具体的に見えてきた部分については、今回の改正で記載したものでございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今後大きな事業が続くので、先ほど説明の冒頭で言ったように、合併特例債の使い方ということを行っているのですが、例えば今までこう使ってきて、今後の12年間でどのくらいの予定で使う予定はあるのでしょうか。この中で分かれば、教えてください。

○川村委員長 企画政策課長森 望君。

○森企画政策課長 今後ですと、令和12年度まで残り6か年になるかと思ひます。その中で、事業費の大きなものでございます建設事業でございますが、計画書にも記載のとおり、

環境センター、あるいは学校施設の改修、そういった施設の整備、あとは先ほどもございました幹線道路の整備等が、合併特例債活用の事業になるかと思えます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 金額はあれとして、ちょっと別な視点で。一番最後の70ページに、建設計画の事業の費用が結構載っているのですね。その中でいくと、財政調整基金と減債基金の今後の予定というところでは、令和7年以降は令和9年から基金を使っていくということの、令和7年、令和8年は使っていないで、令和12年まで使いますよ。減債基金は令和8年までであるけれども令和9年以降はない考え方なのですが、これは基金の運用については、建設事業が大きいのがあるので、それを崩していくという考え方で、減債基金について、減債基金の積立額は令和8年までで、あとはできないという感じなのですか、これは。そういう考えでつくっているのですか。確認をしたい。

○川村委員長 企画政策課長補佐井坂亜紀子君。

○井坂企画政策課長補佐 こちらの財政推計、財政課のほうで作っていただいているものなので、ちょっと具体なところが申し上げられなくて申し訳ないのですが、こちら財政調整基金と減債基金では、公債費をどれだけ返還する額があるかとか、そこら辺のバランスを見て、どちらの基金から取り崩すかとか、そういったところを調整しているものです。なので、令和9年度以降減債から繰り入れられないとか、そういったものではないかと。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これは、財政のほうでやっているのでしょうかけれども、財政調整基金を運用していったって、その減債基金を使っていないというところもあるので、これはこれからの5年間のビジョンの中で大きな事業での収支のバランスでつくっていると思うので、こと合併特例債の運用というのをよく考えながらやっていただきたいと思えます。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、デジタル戦略課、議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 デジタル戦略課の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第30号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方自治体が特定個人情報を独自利用するほか、市長部局と教育委員会の情報連携を行うために定めた本条例を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴いまして、条例内において法律から引用する条項を改正後の法律に合わせるため、一部を改正するものでございます。

番号利用法の改正については、改正の趣旨として、スマホだけでマイナンバーカードと同様に本人の確認ができる仕組みを設けるものでございます。

法律の改正内容は、スマホに搭載されるマイナンバーカードと同等の情報をカード代替電磁的記録と申しますが、これを条文上の用語として定義するものでございます。番号利用条例、笠間市の条例でございますが、番号利用法に用語の定義が第2条第8項に追加されるに伴いまして、同法律を引用した条項の項番を修正するものでございます。

具体的には、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2条において、引用元、法第2条第8項を法第2条第9項に改めるなど、移行項番を改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 議案第37号 笠間市手数料条例の特例に関する条例について御説明申し上げます。

本案は、個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等の自動交付機により住民票の写しなどの証明書を取得する際の手数料の金額を減額するために、制定するものでございます。

内容につきましては、2ページをお開きください。

第1条として、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの間、笠間市手数料条例の規定に基づく手数料の金額に特例を定めるものとして制定いたします。

第2条として、住民票の写しをはじめとする五つの証明書を個人番号カードを用いてコンビニエンスストアにある自動交付機で取得する際に限り、手数料条例で定める手数料の金額から290円を減じた10円で取得できるようにするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございまして、令和8年3月31日でこの効力を失うこととしております。これにより、令和8年3月31日までで、4月1日以降通常のコピーの金額に戻すこととしております。

以上で説明を終わります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 この条例の目的について、お伺いいたします。

○川村委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 こちら10円で行う目的でございますけれども、今まで住民票と

というのは窓口、コンビニでも行っておりましたが、これから窓口交付からコンビニ交付に人の流れをちょっと変えていきまして、窓口の混雑緩和並びに事務の効率化、こういったものを進めていきたいということで、周知をすることを目的として10円キャンペーンという形に取ってございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 全国どこのコンビニエンスストアから全部利用できるということで、話は聞いております。マイナンバーカードを持っていないと、この利用ができないということもあります。要は、マイナンバーカードを取得しているのは今、笠間市はどのぐらいいるのか分かれば、教えていただきたい。

それと、今言った目的、いわゆる窓口業務の緩和とコンビニで住民票・印鑑証明・課税証明・所得証明と五つの項目については、申請が全国どこのコンビニでも利用できるということの周知も含めた中で、今後それらが、今言ったどのぐらいマイナンバーカードを取得し、そしてそれを利用させる、利用していただく、そのための周知はどうしていくのか。それについて、お伺いいたします。

○川村委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 2月16日現在、こちら最新のものでなっておりますが、交付率が87.7%でございます。申請率というのもございまして、申請率が96.4%でございます。ですので、大体この数字でいくと3,000人くらいがまだ申請していないという形になるのですけれども、これの分母となるものが令和6年1月1日の住民基本台帳上の人口なのです。最新の人口は、令和7年1月31日の住基人口が7万2,485人です。その分母となる申請者が2月16日で7万561人、この申請率でいうと97.3%が申請してございます。申請していないのは1,924人という計算になります。このうち、大体500人くらいが外国人という数字でございます。あくまでも、計算上です。

それと、キャンペーンの方法でございまして、もちろんコンビニエンスストアに御協力いただけるのであれば、ポスター等を貼っていただくと。それと、市役所の窓口等には、当然10円キャンペーンをやっているということを周知いたします。今までどおり、広報紙、SNS、そういったものは駆使して広報していきたいと考えてございます。

○大関久義委員 分かりました。

○川村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 全協でも説明は受けているのですけれども、令和2年度に一時キャンペーンをやったときには300円を200円にするというキャンペーンだったのです。それで、何%か、2%くらいだったのか、交付自体は結構伸びた、倍になっているのか。214%という前年度比でしたということなのですが、この10円というのが何とも言えない金額で、この金額を例えば今ワンコインで言えば100円となると思うのですよ。100円でも3分の1、

10円だと30分の1という感じなのですけれども、300円をね。10円でまず下げて、目標を達成したいということの中で、例えば100円でいいのではないかとか、そういう議論はあったのです、当然。最終的にこの前、コンビニで使える最低が10円なので、最低金額でやれるという判断をしたということなのですよ。それは目標があつてということなのですけれども、その議論の中での最終的に10円に決まったということ、最終的に決まったのでしようけれども、結果をちょっと教えてもらえますか。

○川村委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 先ほど委員おっしゃられました、令和2年度100円引きでキャンペーンというか、そういった減額措置をしました。今回、近隣の自治体等をちょっと確認したところ、水戸市・那珂市・日立市・つくば市などはキャンペーンというよりも、手数料条例で50円引きとか100円引きという形で金額を定めておりました。龍ヶ崎市、稲敷市が、10円でキャンペーンという形を取ってございました。

そこが、非常にこれを行った影響で、コンビニ交付率が30%から40%以上になったとそういうこともございまして、今回金額の設定は10円ができるのであれば、10円でいこうということで決めさせていただきました。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 決まってしまつてあれなのですけれども、何か10円というのは違和感があつて、例えば昔1円入札とか、最低限で取る金額を設定して入札なんかやって、それを禁止されたなどというものもあるのですけれども、これはやはり今後300円に戻すので、だからそれであればコンビニのやつは50円引きとか、もうずっとそういうふうなことも考えながらやったほうが、例えば何年間限定で5年間は50円引きとかという案もあると思うのですよ。そういう案、今後1年間はこれでやったとしても、今後コンビニの利用促進を図る上ではやはり割引率があつたほうがいいと思うので、そういうものを考えていってほしいと思います。

○川村委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 分かりました。今回の目的としては、やはりコンビニ交付の周知が一番でございました、人の流れを変えるということで。そこで、やはり当初無料というのはできないのかなとも思ったのですけれども、機械のほうがお金入れないとちょっと動かないというところで、今回10円という形で。100円とか200円ということもありましたが、市役所から本当にコンビニへ、恐らくこの市役所周辺以外の方だったら、コンビニのほうが市役所に来るよりも多分近いと思いますので、そういったことをちょっと前面に押し出すということでの10円という価格でございました。

当然こちらは、令和8年3月31日には300円に戻す予定でございます。そのときに、人の流れが目標としては50%を掲げていますが、これはもう少し行くのではないかと私、個人的には思っているのですけれども、その状況を見て、また検討していきたいと思つています。

以上です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

西山委員。

○西山 猛委員 素朴な疑問なのですけれども、窓口というのは、どのぐらい煩雑なのですか。

○川村委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 煩雑というのは、窓口で住民票を渡すところのお話だと思うのですけれども、煩雑という部分では、それほど煩雑ではないと思います。ただ、窓口に来ていただいて、その来ていただいた方がコンビニに流れるということは、戸籍の届出とか住所の異動、転入・転出、そういったところで待ち時間をできるだけなくして、手続に入れるというところでは、そういった簡単な証明書の交付、こういったお客様がコンビニに流れるということで、職員の時間が確保できるのかなと思っております。それが、混雑の緩和という形になると思います。ですので、事務的な煩雑さというのは、それほどございません。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 説明の中に煩雑な業務を解消するという言い方をしたので、煩雑なのかと思ったことが1点と、機構改革につながるのですか。要するに、職員がやる業務がスムーズになるということは、違う業務もできるから、次のこともできるから、例えば今までの1から10までであったものが、3抜けたから7しかないから、あと3あっても大丈夫だよねということなのか。それとも、7にするということになれば、要するに人員削減に直結するのかなということを、ちょっとイメージとして。

○川村委員長 デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 今回この窓口の混雑緩和と事務の効率化が、人の流れを変えることによって生じてくるものと思っております。窓口にお客様が来なくなるということは、やはり転入・転出の届出とか戸籍の届出、これが待ち時間なくなります。当然、今まで窓口の交付等をしてきた職員の数も、おのずと減ってくるのかなとは思いますが。こういったそういう定型業務から、相談や政策立案の業務に人を転換させることができるのかなというところで、組織の改革・組織編成にはつながっていくものと思ってございます。

○川村委員長 暫時休憩します。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

デジタル戦略課長鈴木昭彦君。

○鈴木デジタル戦略課長 大変失礼いたしました。

先ほど北野部長おっしゃるとおり、前面に事務の効率化というのをちょっとお話が出てしまったのですけれども、混雑緩和、市民サービスの向上こちらが第一でございます。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10分休憩いたしまして、11時25分から始めたいと思います。

午前11時16分休憩

午前11時24分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部危機管理課、議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）及び議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）の一括審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第39号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）及び議案第40号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）について御説明申し上げます。

これら指定管理者制度を導入する二つの施設は一体的に設置されている施設であり、指定管理者となる団体及び指定の期間並びに選定理由などは、同一となります。

指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会でございます。指定期間につきましては、今後を見据えた施設の在り方等を検討するため、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となります。

笠間観光協会は、平成3年度から駐輪場及び駐車場の管理委託を受け、現在は指定管理者として運営管理を行っております。また、観光案内業務を受注し、施設の一体的運用に

より、利用者サービスの向上や効率的な運用が図れると考えております。あわせて、笠間市公の施設における指定管理者の手續などに関する条例第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者として適当であるとの答申をいただいております。その答申内容を検討し、事業計画や収支計画などを適切に管理運営を行う能力を有していることから、指定管理として提案するものでございます。

以上で議案第39号及び議案第40号の説明を終わります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 1年間という指定管理の中で、今後の在り方をきちんとするというところでいくと、駐輪場・駐車場が機械化になっていく時代の中で、観光協会が今やっている意義というのがあるのですね。あそこは笠間駅の目の前で、笠間のイベントとか案内もできてPRもできるので、観光協会がそれに併せて指定管理を受けていると思うのです。今後の検討の中で、笠間の観光を考えた場合にどういうふうなやり方がいいのかということを検討するということなのですが、観光と併せて検討していくということによろしいですか。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 観光案内所と駐車場を一体的に管理を行っている部分がございますので、その点については、今後の観光の在り方等は検討していく、当然なってくるかと思っております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これは直接指定管理に係る部分もちよつと少しありますが、観光の部分と併せて今までやっていたから意義があるということなので、その観光の部分考えた場合、例えば合併して、今拠点駅が友部駅になっているわけですよ。そういう意味合いからいくと、笠間駅での案内がどうなのかとか、そこはだから駐輪場・駐車場というのは市民のための足のためというだけを考えるのかと。そういう意味でいくと、友部駅の案内拠点というか、そういう部分まで含めて検討がなされなければいけないと思いますけれども、そういう部分は直接関係はないと思いますが、総合的に市の窓口として考えていかなければならないと思うので、その点も関係部と連携しながらお願いしたいと思うのですが……総務部長、どうですか。

○川村委員長 総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 今いただきました観光案内所の在り方と併せて、駐車場のほうの在り方、機械化だったり無人化であったりという流れの中で、観光案内所をどのようにしていくべきか、あと設置する時期であったりとか場所であったりとも広く検討しなければいけないというふうに考えておりますので、この1年間の中で十分検討してまいりたいと考えてお

ります。

○川村委員長 ほかにありますか。

田村委員。

○田村幸子委員 今回の件についてなのですからけれども、やはり友部駅前などは、今回駐車場も1時間無料ということで使用できるようになり、多くの方がさらに使われるようになりました。笠間駅の周辺は、特に送迎の車、時間帯によっては非常にいっぱいになってしまう状況があるのですね。やはり、この駅前の現在の使用率、駐車場の利用率というのはどのくらいなのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 笠間駅北口の駐車場のほうの稼働率でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、現時点、令和6年12月末でございますけれども、自動車が32.6%でございます。あと、自転車78.2%、バイクが60.1%ということで把握してございます。

○川村委員長 田村委員。

○田村幸子委員 ありがとうございます。やはり、自転車、学生が使っている率が高いのかなと思われま。

例えば、そうであるならば、車のほうの使用率は今32.6%ということですので、もう少し一時的にも有料であったとしても使えるような、やはり方向性も、観光地でもありますので、あとは駅前が……ちょっとケーキ屋さん、すみません、名前が出てしまうとあれなのですけれども、お店はそんなにはないのですが、そこが結構、季節的にいっぱいになってしまうこともあるのですよ。ですから、駅前が本当に友部のように使えると非常に有効的なのかなという部分もありますので、今後の検討とかにそういったことも入れていただけたらありがたいと思います。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 そうですね。有効的にできるだけ、公共施設でございますので、そこら辺検討してまいりたいと思っております。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 内桶委員も田村委員も期間のことをちょっと尋ねたと思うのですが、1年の指定期間ということで、何か手探りでやっている感じなのでしょうね。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 現在、一つは、機械化というところが大きな視点でございますので、そういったところの検討を今始めているところでございます。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 観光案内所のお話が出ましたけれども、観光案内所は前から触れていると思うのですけれども、何も変わっていないのですか。駅前の観光案内所……要するに一

体化で考えた場合、いろいろなことを考えた場合。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 以前と変わっていないですね。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 あれというのはどう思いますか、あの小屋。あの小屋、どう思いますか。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 駅を降りて、駅の利用者からすればちょっと、平成3年に整備したものでございまして、確かに今現時点、見た目というところでは時代にマッチしていないのかなというところも感じられるところがございます。ただ、駅前でございますので、四季折々の花などを飾って、お迎えするような形ではやってございますけれども。

○川村委員長 西山委員。

○西山 猛委員 いいですか。まず、小屋なのです。今インバウンドが、いろいろところで観客増えています。軒になっています、あの小屋。あの高さというのは、幾つか分かりますか。

さらに、例えば今日みたく雪が降って寒いとき、雨が降ったとき、窓閉まっています。開けます、ちょっとだけ。これは、ウエルカムではないでしょう。寒いから、中に入ってくれとも言えない。でも、そういうところというのは大事ですよ。交通機関が電車しかない、徒歩で歩ける範囲の観光を充実したいみたいなときに、駅前に観光協会、観光の案内所がありますよと言ったときに、小屋に1人、おばあさんと言ったらどうか分かりませんが、高齢の方がいて、とんとんとやって、寒いからちょっとしか開けなくて、それに対して問合せをすると、「ちょっと待ってね」と調べるのです。窓閉めてしまう、寒いから。自分が寒いから、閉めてしまう。閉めて、何か調べている。「ペットと同伴で泊まれるホテルがありました、何とかの湯です」みたいなそういうあれをしてくれるのですけれども、「ところで、ここからどんなふうに行ったらいいでしょうか」「そうですね、歩いてはいけませんね」「タクシーですかね」「タクシーどのくらいかかるのですか」「いや、ちょっと分からない、聞いてもらっていいですか」。これが、観光案内、そういうものというのはどうなのかと思っているのです。

今、友部駅も含めてということだと、友部駅は交通の要所だから、友部駅の周辺にすぐ飛び込めるところ、あるべきだと思うのですが、駅の構造上、刑務所の壁になっていますね、見えない。見て、壁、全部塞いである。あれはないよねという、本当に考えているのか観光。だから、いっぱい観光資源あるのだけれども、それを活用できないと言われるのですよね。無用の長物にならないようにすべきだと。

ですから、観光協会にいろいろなことを委託して、指定管理制度に基づいてやることについては異論はございませんが、そういう声を酌み取ってください。反対側に立ってくださいというのを要望して、終わりにします。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 部長にちょっと、これ危機管理課の問題ではないのでお話ししたいと思うのですが、駅前の問題が今出ていますよね。この駐輪場と駐車場の問題に関連して、今質問がされております。

同じように、今のバスの発着場ありますよね、あそこ。今、何便に使っているのですか、いや、赤バスも含めて。路線バスというのはあるのですか。朝晩、多分城里のほうから来る、あるいは違うところから来るやつがあるでしょう。通学で使って、今までは使った。今はもうスクールバスになったから、路線バスがないのではないかと思う。あそこの駅前、笠間駅前、あそこを岩間とか友部とか同じようにあそこをちょっと変えるように計画してみる考えをやってみてください。これは危機管理課ではないからあれなのですけれども、そういう、いわゆる関連で出てきたよということで、ちょっと庁議に挙げてください。

○川村委員長 総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 御意見いただきました、今公共交通の在り方の中で十分検討なされている部分と、あとはスクールバスの混乗型でどこを回るのかとかという案も検討しているところではございますので、そういったものも含めまして引き続き検討してまいりたいというふうに考えます。

○大関久義委員 お願いします。

○川村委員長 ほかにありますか。

内桶委員。

○内桶克之委員 田村委員から質問があった内容でちょっと関連なのですけれども、笠間駅も一般の方が一時利用できると思うのですよ。30分以内は無料で、同じ扱いをしていると思うのですけれども、その案内がなかなか、駐輪・駐車場の一時ではなくて月締めみたいな雰囲気があって、なかなか利用はできていないのが現実だと思うのですよ。だから、同じ利用ができるのであれば、やはりそこをきちんと分かるように、市民にやってほしいのですが。

○川村委員長 危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 駐車場につきましては、内桶委員おっしゃるとおり、30分間無料という形になってございます。1時間ごとに100円とかございまして、4時間超えると510円ということです。

先ほど田村委員からありましたけれども、そこら辺利用促進に向けた中で、PRのほうを積極的に今後進めたいと思っております。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 議員も分かっていないわけですよ。だから、そこら辺しっかりPRというか、今後どうなるか分からないにしても、結局は一時利用ができるのであればやはり同じ体系だと思うので、その分は市民が分かるようお願いしたいと思います。

○川村委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。
これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 4 1 分休憩

午前 1 1 時 4 1 分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部資源循環課、議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 議案第31号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、茨城県におきまして令和7年4月1日より運用が開始されることとなります危険な盛土等を全国一律の基準で規制いたします、宅地造成及び特定盛土法、いわゆる盛土規制法、並びに茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、いわゆる県残土条例との整合性を確保するため、本条例との重なりが生じます災害防止に関する規制についてより罰則の強いほうに移行するため、条文により災害防止に関する文言を削除するものでございます。また、あわせまして、県条例対象面積の拡大に併せ、本条例の対象面積を引下げいたしますとともに、関連する条項について整理するものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

第1条、目的におきまして、法に移行する災害発生の未然防止、並びに災害防止に関わる安全目的について削除をするものでございます。

続きまして、第5条第1項、事業主等の責務でございますが、第1条と同様に、安全目

的について削除するものでございます。

続きまして、第7条第1項、許可でございますが、埋立て等の事業実施に当たり許可が必要な事業区域面積につきまして、県条例における許可面積が5,000平方メートル以上から3,000平方メートル超に拡大されたことに伴い、本条例の許可面積を3,000平方メートル以下に改め、県条例との整合性を確保するものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

第8条、許可の基準についてでございます。第1項第4号における事業の施工に係る土地埋立て等の高さやのり面勾配等の技術基準の適合につきましましては、令和7年4月1日から運用が開始されます盛土規制法に移行いたしますことから、第4号について全文削除するものでございます。新たに移行する盛土規制法ではこうした技術基準の適合のほか、安全対策の確認としまして、施工状況の定期報告や施工中の中間検査等が実施されることとなつてまいります。

続きまして、同じく、第8条第5号でございますが、災害防止について削除いたしますとともに、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。また、第9条、許可の条件でございますが、同様に災害防止について削除するものでございます。

続きまして、5ページから6ページにかけてでございます。

第17条の2、書類の備付け及び閲覧についてでございますが、災害防止について削除するものでございます。

続きまして、第18条、施工管理者の設置等についてでございますが、第1項並びに第2項において、災害防止について削除するものでございます。

続いて、第26条でございます。同様に、災害防止について削除するものでございます。

続きまして、附則についてでございます。

第1項、施行期日についてでございますが、本条例は県における盛土規制法の運用開始並びに県条例の施行日に合わせ、令和7年4月1日とするものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

経過措置につきまして、本条例改正に伴う事業者の負担軽減や混乱を防止いたしますとともに、法との整合性を図るため経過措置規定を定めるものでございます。

第2項につきましましては、施行期日とする令和7年4月1日までに改正前の本条例の規定により許可を受け、工事に着手している事業については4月1日以後も改正前の条例規定を適用するものでございます。

続いて、第3項につきましましては、4月1日までに許可を受け当該許可に係る土地埋立て等の工事に着手していないものにつきましましては、改正後の条例規定を適用するものでございます。

第4項につきましましては、4月1日までに許可申請のみで許可または不許可の処分がされていないものは、改正後の条例規定を適用するものでございます。

第5号につきましては、4月1日前に行為及び附則第2項の規定に該当する場合で、4月1日後にした行為に対する罰則の適用につきましては改正前の条例の規定を適用するものでございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 法規制と県条例によって抜けたということで行くと、この条項の中での災害防止という条項が全部目的ですよね。市町村の役割というのは、県との役割分担の中でいくと、生活環境の安全というところが目的で、3,000平米以下は市町村が役割を持つという内容でよろしいのですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 そのとおりでございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 県条例の中で、以前の条例は災害防止がなくて、生活環境の保全というところでの面積が立米基準があって、今回県条例の中でも削られているのですよ、災害の防止というのは。だから、これは法令で災害防止は法令なのだ、県基準での言っている面積が変わって、その目的が生活環境の保全になっているから県と同時に、そういう意味でやったということよろしいですね。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 県条例・市条例ともに従前の条例ですと、いわゆる土壌、成分的なところからの土壌の調査の部分、これが生活環境のところに当たってきまして、盛土のほうはいわゆる開発なんかでよくあります技術基準的なところで、のり面の勾配ですとか高さとかというところを規制しておりました。つまり、県条例・市条例ともに生活環境と災害防止の二つでこれまで目的をなしてきたわけなのですけれども、今般盛土規制法ができたことによりまして、盛土規制法のほうでは生活環境の保全云々ではなくて、その技術基準、つまり災害防止の点だけを拾っていくような法律ができて、県条例・市条例よりもより規制が強いということで、県・市ともに災害防止、安全の部分はそちらに移行すると、そういう形になると思います。

○川村委員長 ほかにありますか。

大関委員。

○大関久義委員 多分これは熱海の土砂災害後に改正になったものだと思うのですけれども、笠間市で開発も含めたこういうものというのは、今のところあるのですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 そうですね、熱海と同じかといわれるとあれなのですが、いわゆるこの条例の適用になるものというところでは、今年度3件、残土条例の適用になっているものがございます。また、令和5年度が2件、令和4年度に4件ということです。必ずしも、いわゆる崩落にあったような、何というのでしょうか、のり面があったかといわれますと、いわゆる造成上残土を一定面積以上だったので対象になったという、そういう事例も混じっております。

以上でございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 その平米数が5,000平米から今度3,000平米に、要は厳しくなったということだと思っております。それだけ今度チェックが入るよということだと思っております。そういった形の中で、きちんとこれからもやっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○川村委員長 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部の退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案等の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議ございませんので、正副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11時53分閉会